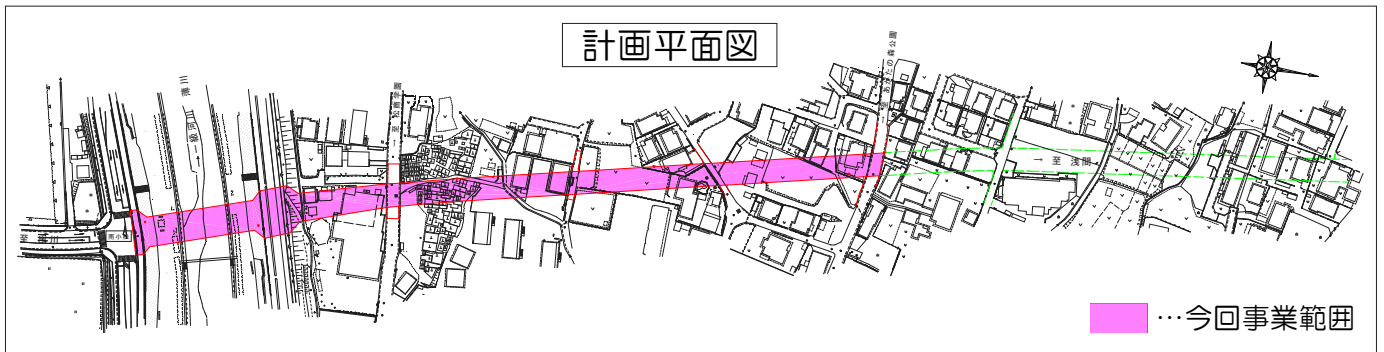


都市計画道路事業について

1. 都市計画法第62条第1項の規定により、令和元年7月18日付けで都市計画事業の認可の告示がありましたので、次のとおり掲示します。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 施行者の名称 | 松本市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 松本都市計画道路事業3・5・6号出川浅間線 |
| (3) 事務所の所在地 | 松本市役所 建設課 松本市丸の内3番7号 |
| (4) 事業地の所在 | ア. 収用の部分
長野県松本市大字里山辺地内
イ. 使用の部分
長野県松本市大字里山辺地内 |



2. 都市計画法第67条の規定による土地建物等有償譲渡の制限について

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする方は、当該土地建物等、その予定価格の額、土地建物等を譲り渡そうとする相手方、土地建物等に存する所有権以外の権利の種類及び内容並びにその権利を有する方の氏名及び住所を書面で松本市へ届出が必要となります。

その他制限がありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。